



# 四国税理士会報

第434号  
2022.4.10

●発行所 / 四国税理士会  
高松市番町2-7-12  
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二  
●編集人 / 秋山 千枝  
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



ゆうかの里さくら

撮影者 徳島支部 岩佐 誠志

## 主な記事

部・委員会だより ～研修部～  
税理士記念日行事特集  
広報部ニュース ～租税講座・寄附講座特集～

 四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

## ||| 広報部ニュース |||

## 香川大学教育学部での寄附講座

秋山 千枝 (丸亀)



令和3年度は将来の租税教育を担う教員の養成を目的とする「香川大学教育学部教員養成大学寄附講座」に参加させて頂きました。

私は、小学校免許を取る初等社会教育法と中学校社会科免許を取る社会科教育法の2講座を担当いたしました。

初等社会教育では、香川大学教育学部の神野先生、学生90名と一緒にアクティブ・ラーニングの視点を取り入れた講義をいたしました。

多くの学生から質問、特にアルバイトに関する税金についての質問にも答えることができ、とても楽しく講義ができました。

中学校社会教育においては香川大学教育学部の鈴木先生、学生25名と一緒に「税と社会保障」の講義いたしました。こちらでは、初等社会教育で盛り上がった質問も交えて学生皆さんの考えを聞くことができ充実した講義ができました。

令和4年度も「香川大学教育学部教員養成大学寄附講座」に参加させて頂くこととなっています。テーマに沿った学生との意見交換ができる講義を目指してまいります。

## 鳴門教育大学での寄附講座

橋本 峰人（高知）



10月19日に鳴門教育大学で寄附講座を行いました。

この寄附講座は教育現場で教員が租税教育を行えるよう、これから教員になる学生を対象に開設されています。

当日は実際に行われている租税教室を題材に①税の意義・役割、②身近な税、③日本の財政の現状と課題について、授業の構成や進め方の話をしました。学生の半分はリモートでの受講となりましたが、概ね好評で、来年以降にも繋がる講義ができたと思います。

学生のアンケートで、税を通して民主主義を考える視点（国民主権、国会、税と別々に考えず内容を組み合わせて教える）やゲームを通じた課税制度の理解方法など、参考になったとの感想も多く見られました。



**税 理 士 証 票 の 提 示**  
**会 員 章 の 着 用**  
を 励 行 し ま し ょ う

## 四国大学での税理士による租税講座

鍛 昌志（徳島）

令和3年度「税理士による租税講座」を、四国大学経営情報学部の「租税法」（全15回：水口勝夫教授）講義のなかで1年生を対象に実施しました。

「税理士による租税講座」は、大学における会計及び税法の講義を通して、大学生の税理士及び税理士制度への関心を促し、税理士を目指す者や税理士事務所等に就職する者の増加を目的と掲げられています。

水口教授（四国税理士会高松支部所属）と担当講師とは事前に打合せを行い、出来上がりつつあったレジュメにダメ出し（笑）を受け、一から作り上げるといったこともありました。しかし、講義では、税理士になったきっかけや税理士になって良かったこと、会計事務所の実際の仕事内容などを話すとともに、各税法の重要な論点解説、サンプル事例等を使った実際の申告書作成などを行いました。そして、毎回講義終了後に「確認レポート（アンケート）」を学生に作成提出してもらい、学生の生の声を直接聞くようにしました。

確認レポートを見ると、最初は「難しい」という声が多く、税理士への関心も薄かったですが、回を重ねるごとに、「もっと知りたい」、「税理士になるにはどうすればいい?」、「勉強時間はどれくらい?」などの記載があり、税理士への関心が高まったように感じました。講義でも回を重ねるごとに真剣に耳を傾ける学生が増え、講義後の拍手の音が段々と大きくなるのが実感できました。

最終講義後の「租税法（第14回）確認レポート」では、「魅力的な職業と思う。」「関心がなかったが興味が湧いてきた」「将来の道に税理士という職業を考えてみたい」などの記載があり、59名中「税理士になりたい又は税理士事務所で働きたい」とした者が16名（約27%）となっており、今回の施策は、一定の成果があったものと考えます。

### （1）講義名及び担当講師

講義名	担当講師	支部
所得税申告書の基礎と実務	橘 由紀	川島支部
法人税申告書の基礎と実務	喜多 直樹	脇町支部
財産評価の基礎と実務	一瀬 暁彦	徳島支部
軽減税率及びインボイス制度の基礎と実務	益田 順子	阿南支部
税理士の仕事とその魅力	木村 晴夫	四国税理士会副会長

### （2）担当講師の感想

具体的に申告書を書いていただく作業をしましたが、なかなか全員に伝えることが難しいと感じました。しかしながら、アンケートから前向きな学生さんも多くいらっしゃるのでも1人でも多くの学生さんが税理士資格取得を目指していただけたらと思いました。勉強になりました。ありがとうございました。（橘）

法人税の講義を担当しました。どうやれば、法人税法という何一つ面白くない講義を聞いてもらえるかというところを考えましたが、良い案は浮かばず当日となりました。水口教授からは、実務の話や、事務所の話面白おかしく交えながらやってほしいというお声をいただき、税法の話よりも、税理士事務所の業務の話などを中心に講義を行いました。私自身も非常に勉強になりました。ありがとうございました。（喜多）

大学生向けに税金、税理士について興味を持っていただけるように、レジュメを試行錯誤して作成しました。私は相続税の講義をしました。税金の計算や財産の評価の説明と相続税の仕事の内容、財産の分け方の話もしました。アンケートをフィードバックしていただいたので、学生の反応が良く分かりました。やはり税金の計算は難しいというものが多かったですが、税理士に興味を持っていただけたとの記載も多かったです。租税講座の講師という貴重な経験をさせていただき大変勉強になりました。(一楽)

これから社会に巣立つ学生の皆様との一期一会の講義。講義を通して税の知識の習得に少しでもお役に立てましたら幸いです。「教えることは学ぶこと」、このような機会を頂き、自分自身も税の理解を深めることに繋がりました。この度、細部にわたり大変お世話頂きました水口教授へ心より感謝申し上げます。(益田)

これまでの総まとめとして復習的に各講座のポイントを説明した後、税理士業務及び税理士試験を中心に税制改正大綱の税理士法改正部分を織り込み「税理士の仕事と魅力」について紹介し、最後に学生からの質問・疑問に対する回答を行い、5回にわたる「税理士による租税講座」は終了しました。(木村)

### (3) 講義の様子(四国大学より写真を提供いただきました)



### (4) 今後の方向性

今年度の四国大学での税理士による租税講座については、その実施結果に一定の成果が認められたことから、同大学の担当教授であり、税理士(高松支部所属)でもある水口教授とは、来年度も引き続き前向きに実施する方向で進めております。

# 今昔物語

## 西条今昔物語

山田 達彦 (伊予西条)



伊予西条支部は、旧西条市、旧東予市、旧周桑郡小松町及び丹原町から構成される人口約11万の市にあります。その西条市ですが、お隣の新居浜市と共に県内、いや四国内でも有名な「祭」の盛んな地域であります。

私が住む旧西条市の伊曾乃神社地区は江戸時代から続く祭です。現在「だんじり」は77台「みこし」は4台奉納しています。私（現在63歳）が子供の頃は、現在の半数以下だったと思います。調べてみると以下の通りでした。

江戸時代（祭絵巻の頃）だんじり18台、みこし5台、船だんじり1台

第一期（～昭和53年）だんじり37台、みこし4台

第二期（昭和54年～）だんじり40台増加 合計77台、みこし4台

〈運行を止めている2町内は除き再開した地域についてはその年度で表示しています〉

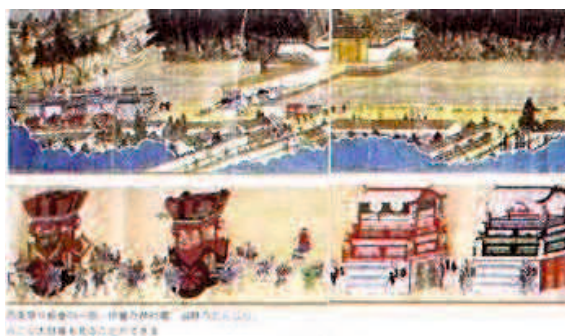
昭和54年頃から急増している事がわかりました。その要因の一つに「補助輪」があります。だんじりの重量は1台約500Kgから800Kgとされています。それに太鼓、鐘、提灯等を装備する

とかなりの重量となります。そのだんじりを担いで奉納していたのが、補助輪の登場により楽に運行が出来るようになった事があります。もう一つの要因として、市街化の進行に伴い、宅地化していった周縁地域において「おらが町内のだんじり」を望む住民の熱い気持ちが大きいものと思います。その根拠として、市内各所の御神楽場等を未明から宵まで補助輪を取って外して、人の力だけで担いで運行をしている「だんじり」が年々増加していることをあげたいと思います。本当に素晴らしいと拍手を贈ります。お恥ずかしい限りですが、この記事を書いて、「私の様な老い耄れにも、祭に対する熱い気持ちがあったんだ。」と再確認しました。



西条祭りを見たことが無い方、是非一度いや二度三度とお越しください。

その「祭」という漢字は、左側上の「月」は肉を、右側上の「又」は右手を、そして下の「示」は台を表す象形文字がその由来だそうです。つまり、神様、仏様に五穀豊穡、家内安全、無病息災等の感謝の気持ちを表しているのだそうです。コロナによって本来の奉納が2年連続で行われませんでした。ですが、来年こそは必ずや「コロナ終息」の感謝の意を奉納する祭となることを願ってやみません。



## 会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。4月（会報発行日以降）～6月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館2F	6/9(木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		5/12(木)		資産税	岡田 隆行
愛媛	愛媛県税理士会館	4/15(金)・5/6(金)・6/3(金)	13時～16時30分	法人税 消費税 所得税	松本 浩伸
		4/15(金)・5/6(金)・6/17(金)		資産税	潮見 秀孝
		5/20(金)			池田 康廣
徳島	県連事務局	4/15(金)・4/22(金)・5/13(金) 5/27(金)・6/10(金)・6/24(金)	13時～16時	資産税	須藤 茂俊
高知	県連事務局	4/20(水)・5/18(水)	13時～16時	資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

# 税の広場

## 源泉所得税について

給与、報酬などの特定の所得の支払者が、その所得の支払をする際に、所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する制度を「源泉徴収制度」といいます。

制度自体は皆様ご存じのとおり、その源泉税制度の中でも食事の支給について質問が多い為、今回はこの紹介をいたします。

### ●食事の支給について

役員や使用人に支給する食事は、次の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

1. (1) 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
2. (2) 次の金額が1か月当たり3,500円（消費税及び地方消費税の額を除きます。）以下であること。

(食事の価額) - (役員や使用人が負担している金額)

この要件を満たしていなければ、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を控除した残額が給与として課税されます。

なお、上記(2)の「3,500円」以下であるかどうかの判定は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額をもって行うこととなりますが、その金額に10円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てることとなります。

(例) 1か月当たりの食事の価額が5千円で、役員や使用人の負担している金額が2千円の場合、この場合には、上記(1)の条件を満たしていません。

したがって、食事の価額の5千円と役員や使用人の負担している金額の2千円との差額の3千円が、給与として課税されます。

なお、ここでいう食事の価額は、次の金額になります。

1. ① 弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額
2. ② 社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作するために直接かかった費用の合計額

※ 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率(8%)と標準税率(10%)が適用される場合の上記(2)の「3,500円」以下であるかどうかの判定については、食事を支給したときの非課税限度額の判定(令和元年10月1日以降)を参考としてください。なお、消費税の軽減税率制度に関する詳しい情報については、特設ページ「消費税の軽減税率制度について」を参照ください。

食事を支給するのではなく、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円（消費税及び地方消費税の額を除きます。）以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

なお、残業又は宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

(所法36、所基通36-24、36-38、36-38の2、昭59直法6-5、平元直法6-1外)



# 四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

## 報酬口座振替システム

### ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき <b>2,000円</b>
委託手数料	請求1件につき <b>110円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

### 簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で随時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSS より朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中」or「新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

## 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

### ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	<b>7,500円+35円×請求口座数</b>
100口座以上の場合	<b>110円×請求口座数</b>

### ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	<b>8,550円</b>	<b>285円</b>
50	<b>9,250円</b>	<b>185円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたっては日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者  
四国税理士共済会  
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号  
TEL(087)823-2515

お問合せ先  
(委託先会社)  
大同生命グループ  
**NSS 日本システム収納株式会社**  
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル  
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

**0120-700-676**  
フリーダイヤル  
(平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索